



通 達

総 170928105

平成 29 年 9 月 27 日

代表取締役社長 大 中 勝 博

【就業規則改定】

主に厚生労働省関連の法令改定に伴い、当社の従業員就業規則を改定（ミス発見箇所は改訂）します。改定（労基署への届出）は平成 29 年 10 月 27 日を予定しております。従業員代表（中嶋氏）の意見聴取を同年 10 月 13 日までに行いますので、従業員各位で、意見のある方は其れまでに従業員代表に意見表明をお願い致します。

【改定内容】

従業員就業規則 第 18 条（年次有給休暇）

(旧) 1. 毎年 4 月 1 日を起算日とする 1 年間を休暇年度とし、次項に定める条件にて年次有給休暇を与える。

(新) 1. 有給休暇の付与基準は入社日を起算日とし、次項に定める条件にて法定日数の有給休暇を付与する。但し、過去に毎年 4 月 1 日を起算日とし、現にそれを継承している従業員については、その起算日を継続する。

[変更理由] 毎年 4 月 1 日を待たずに就業する新卒者等に、公平に有給休暇を与える為。

(旧) 8. 前項に係らず、傷病等で就業できない日を有給休暇に充てる場合は休暇初日の始業時刻までに電話でその旨の連絡をなし、かつ、課長職者以上の承認を得なければならない。

(新) 8. 前項に係らず、傷病等で就業できない日を有給休暇に充てる場合は休暇初日の始業時刻までに電話でその旨の連絡をなし、かつ、承認を得なければならない。

[変更理由] 労働基準監督署より、「特定役職」としないでよい旨の指導による。

従業員就業規則 第 36 条（有給休暇の申請）

(旧) 有給休暇は、それと連続する休日を含めた期間を明示して、期間初日の 10 日前までには申請を行わなければならない。

(新) 有給休暇は、それと連続する休日を含めた期間を明示して、期間初日前の平日に申請を行い、了解を得なければならない。

[変更理由] 労働基準監督署より、「10 日」と特定せず、了解を与えられる日（平日）までのより短い、運用実情に耐えられる申請期限に緩和する方が良い旨の指導による。

【人事】

長澤 純一：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

土方 涼平：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

小森 大地：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

西垣 俊貴：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

細井 智浩：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

山口 翔也：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

山本 健太：平成 29 年 10 月 1 日を以って、正社員に登用します。

【組織変更】

- 従業員が、顧客との契約を終えて現場を離れ、一時的に本社勤務を行う際は、旧帰属部署を離れ、システム営業部に自動的に帰属するものとする。
- 平成 29 年 10 月 1 日を以って、組織変更を行う。(社員専用HPに掲載します)

【親睦会】

従業員各位の自主運営をお願いしていた「ヘルメス親睦会」は、平成 29 年 10 月 1 日を以って、運営を総務部に移管予定です。現親睦会からの引き継ぎ書（主に各年度のBS/PL）が中嶋会長より提出され次第（本日現在、未提出）、速やかに移管します。

移管された場合は、自主運営に移管する前の要領に運営要領に戻し、管理責任者を総務部長に、その被委任者として実務上の運営者を青木さんに、会計監査を小林君にお願いする予定です。

親睦会会則は後日、就業規則に添付します。「ヘルメス親睦会」は会社独自の組織ではないことから、これまで就業規則に織り込みませんでしたが、今般の移管を機に、自主運営以前の旧来の運営を踏襲した規則を当社の就業規則に添付掲載します。

当面の運営方針は、毎月の会費の約半分を、月次に開催される部課長会後の飲食費等に拠出し、残りは会社との連携行事である社員旅行、新入社員歓迎会、慶弔見舞金等に充てる予定です。現在、会費の支出執行は止めてあると聞き及んでおりますので、中嶋会長からの引継書で、移管日から遡って支出執行を依頼された場合は、指定日に遡って、支出執行を予定しております。

以上